

有限会社 医療福祉研究所へいせい 訪問入浴 重要事項説明書

1. 事業者

- ①事業者の名称 有限会社 医療福祉研究所へいせい
- ②事業者の住所地 岡山県倉敷市老松町4丁目4-7
- ③電話番号 086-427-8451
- ④代表者氏名 取締役 目黒 文夫
- ⑤設立年月 平成1年7月20日

2. 事業所の概要

- ①事業所名 有限会社 医療福祉研究所へいせい(へいせいホームヘルプステーション)
- ②所在地 岡山県倉敷市老松町4丁目4-7
- ③電話番号 086-427-8451
- ④介護保険事業所番号 第3370200960号
- ⑤管理者名 上仲 由紀子
- ⑥職員体制 管理者1名
看護職員又は准看護職員 名以上
介護職員 名以上
- ⑦従業者の勤務体制 9:00～17:45 (1日7.75時間1週平均38.75時間)
- ⑧営業日 月曜から土曜日 (休日:12月30日～1月3日まで)
- ⑨営業時間 9:00～17:00 (土曜日13:00まで)、祝日9:00～17:00
(常時連絡が可能な体制とする)
- ⑩サービス提供地域 倉敷市・岡山市・総社市・浅口市・都窪郡早島町
- ⑪夜間・緊急時等の連絡先 ◆(086)427-8451
夜間、休日についても常時連絡が可能な体制とします。

3. 方針

- ① 私たちは、サービス提供が高齢者や身体障害者等を対象とするものであることに鑑み、その提供にあたっては事故防止はもとより、利用者やその家族の心理に十分配慮し、対象となる方の心身の状態を的確に把握し、適切なサービスを提供します。
- ② 事業の実施にあたっては、関係市町村、居宅介護支援事業所、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

4. 自己負担額 (1割負担の場合)

- ◆訪問入浴介護サービス 1,266円/回 + サービス提供体制強化加算 (I) 44円/回
※全身清拭・部分浴で対応した場合 1,139円/回 + サービス提供体制強化加算 (I) 44円/回
- ◆介護予防訪問入浴介護サービス 856円/回 + サービス提供体制強化加算 (I) 44円/回
※全身清拭・部分浴で対応した場合 770円/回 + サービス提供体制強化加算 (I) 44円/回
- ◆訪問入浴処遇改善加算 (I) 月利用単位に対して10%を乗じた金額
- ◆初回加算 新規利用者の居宅を訪問し、訪問入浴介護サービスに関する調整を行った上で訪問入浴介護サービスを提供した場合、初回月に1回のみ加算されます。

5. 自己負担額の割合について

- ・前年の所得が一定以上ある方は「介護保険負担割合証」の負担割合の額となります。

6. その他利用料

- ① 介護保険外、及び事業実施地域外の場合は、実施地域を越えた地点から往復10km未満まで 500円の交通費を頂きます。
- ② 実施地域を越えた地点から往復10km以上、20km未満までを 600円、更に10km増す毎に100円追加を頂きます。

7. 事故発生時の対応

訪問入浴サービスの提供中に万一事故が発生した場合は、迅速な対応をします。利用者を観察し必要時救急処置を行い、主治医に連絡を取り指示に従います。そして、平常の状態に復するか、医師又は指示を受けた人(救急隊)に引き渡すまでは、その場を立ち去りません。その後、再発防止対策を行い、サービス改善に努め、担当介護員等の過失による場合はその損害を賠償します。ただし、自らの責に帰すべき事由にならない場合はこの限りではありません。

8. 苦情処理の体制

- ① 事業所内の苦情窓口

利用者、及びご家族の方は、提供された訪問入浴介護サービス等に対し、苦情がある場合は、いつでも苦情窓口、及び管理者に申し出て下さい。
苦情の申し出があった場合は、迅速かつ適切に対応し、サービスの質向上・改善に努めます。

- ◆苦情担当窓口：訪問入浴管理者 上仲 由紀子
- ◆受付時間：月曜～金曜日 電話番号：086-427-8451(但し12月30日より1月3日は除く)
通常受付時間：9:00～17:00 FAX番号：(086)427-8002
夜間・休日：17:00～翌9:00 夜間、休日についても常時連絡が可能な体制とします。
(対応に遅れが出る場合がありますので、できるだけ通常受付時間帯にお願いします。)

②事業所以外の苦情受け付け窓口

- ◆介護サービス苦情相談窓口 岡山県国民健康保険団体連合会

受付時間：月曜日～金曜日 8:30～17:00

電話番号：(苦情処理)086-223-8811 FAX:086-223-9109

- ◆サービス実施地域の各市町村の苦情受付窓口

受付時間：月曜日～金曜日 8:30～17:15(但し12月29日～1月3日を除く)

*倉敷市介護保険課・TEL086-426-3343

*岡山市介護保険課・TEL086-803-1240

*総社市長寿介護課介護保険係・TEL0866-92-8369

*浅口市高齢者支援課・TEL0865-44-7113

*都窪郡早島町役場健康福祉課介護保険係・TEL086-482-2483

*浅口郡里庄町健康福祉課・TEL0865-64-7211

9. 運営に関する留意事項

①従業者に対して、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を、漏らすことがないよう指導教育を適時行い誓約書に記名押印します。

②サービス担当者会議等において利用者、又は家族の個人情報を用いる場合は秘密保持の観点から予め文書(契約書)及び個人情報の保護に関する同意書を得ます。

③個人情報保護方針を定め確実な履行に努めます。

④利用者からの求めに応じて、サービス提供記録を開示します。

⑤虐待の防止のための措置に関する事項

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のための指針を整備し、管理者を虐待防止責任者として配置し次の措置を講じるものとする。

一 虐待の未然防止

管理者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止、早期発見、迅速かつ適切な対応ができ、また尊厳保持・人格尊重に対する配慮ができるよう従業者への研修を年1回以上実施し記録する。

また、新規採用時にも必ず虐待の防止のための研修を実施し記録する。

二 虐待等の早期発見

虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等を行う。また利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者からの市町村への虐待の届出について適切な対応を行う。

三 虐待等への迅速かつ適切な対応

管理者は、虐待が発生した場合には速やかに市町村の窓口に通報等を行い、手続きが迅速かつ適切に行われ、また、虐待等に対する調査等に協力するよう務める。

四 管理者は、虐待防止のための対策を検討する「虐待等防止委員会」を設置し定期的に(年1回以上)委員会を開催し委員会での検討結果を従業者に対し周知徹底を図る。

⑥身体拘束等の適正化に関する項目

事業所は、身体拘束等の適正化のための指針を整備し、管理者を、身体拘束等の適正化責任者として配置し次の措置を講じるものとする。

一 記録の整備

管理者は、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

二 委員会の開催

管理者は、身体拘束の適正化のための対策を検討する委員会を年1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

三 研修の実施

管理者は、従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を年1回以上実施し記録する。また、新規採用時にも必ず身体拘束等の適正化の研修を実施し記録する。

⑦感染症の予防及びまん延の防止に関する項目

事業所は、感染症の予防及びまん延の防止対策の指針を整備し、管理者を、感染症の予防及びまん延防止対策責任者として配置し次の措置を講じるものとする。

一 委員会の開催

感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者等に周知徹底を図る。

二 研修及び訓練の実施

従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施し記録する。また、新規採用時にも感染症の予防及びまん延の防止のための研修を実施し記録する。

⑧感染症及び自然災害発生時における業務継続計画(BCP)に関する項目

事業所は、感染症及び自然災害発生時における業務継続計画(BCP)を策定、整備し、管理者を、感染症及び自然災害発生時における業務継続計画(BCP)の対策責任者として配置し次の措置を講じるものとする。

一 委員会の開催

感染症及び自然災害発生時における業務継続計画(BCP)を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者等に周知徹底を図る。

二 研修及び訓練の実施

従業者に対し、感染症及び自然災害発生時における業務継続計画(BCP)の研修及び訓練を定期的実施し記録する。また、新規採用時にも感染症及び自然災害発生時における業務継続計画(BCP)の研修を実施し記録する。

⑨ハラスメント対策に関する項目

適切なサービスの提供を確保する観点から、性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものによりサービスの提供に支障がある場合や、従業者の就業環境が害されることを防止するための対策を行うものとする。

事業所は、ハラスメント防止対策の指針を整備し、管理者を、ハラスメント防止対策責任者として配置し次の措置を講じるものとする。

一 指針の整備

職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発を行う。

二 研修の実施

管理者は、従業者に対し、ハラスメント防止のための研修を年1回以上実施し記録する。また、新規採用時にも必ずハラスメント防止の研修を実施し記録する。

⑩アルコール検知器を用いた酒気帯び確認

事業所は、訪問車の安全な運転に必要な業務を行う者として所長を安全運転管理者として配置し次の措置を講じるものとする。

一 安全運転管理者の業務として、運転前後の運転者の酒気帯びの有無の確認をアルコール検知器を用いて行います。

二 安全運転管理者の業務として、酒気帯びの有無の確認内容の記録・保存、アルコール検知器の常時有効保持に努めます。

10. 介護サービス情報の公表制度について

◆ この制度は利用者が介護サービスや事業所を適切に選択し、事業所と契約を結んでサービスを利用するしくみです。

介護サービスの情報の公表制度は、事業所の情報提供の仕組みを整備して、利用者による、より適切な事業所の選択を支援するために創設された制度です。

◆ 公表場所

『岡山県子ども・福祉部指導監査課』

ホームページアドレス <http://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/33/>

令和6年6月 1日改定